

## 第7 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は正当な理由なく、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないとされており（子ども・若者育成支援推進法第24条）、秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることになっていることから（同法34条）、相談者にとっては個人情報の流出防止が法的に担保されているという安心感を持つことができます。

しかし、こうした秘密保持義務があるからといって、協議会の構成機関・団体が取得した個人情報を他の協議会の構成機関・団体に無条件で提供することが許されているわけではありません。

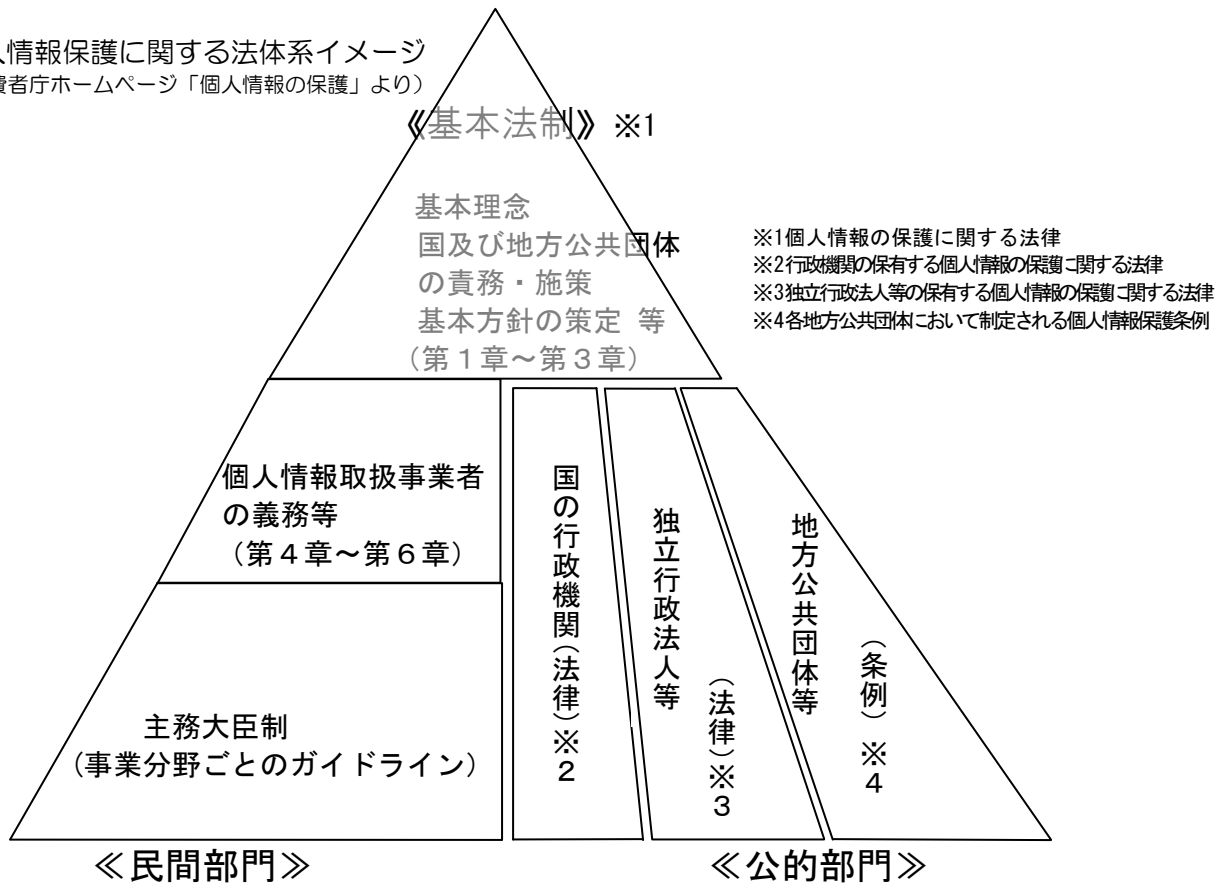
ここでは、協議会の構成機関・団体が連携して子ども・若者を支援していく場合に必要となる個人情報保護に関する仕組みについて掲載します。

### 1 個人情報保護の仕組み

#### (1) 個人情報保護法と関連法令との関係

公的機関と民間部門は、個人情報保護に関する運用についてはそれぞれ別個の法律や条例に基づくこととなりますが、基本方針や基本理念といった部分は個人情報保護法を共有していくという構図になっています。

個人情報保護に関する法体系イメージ  
（消費者庁ホームページ「個人情報の保護」より）



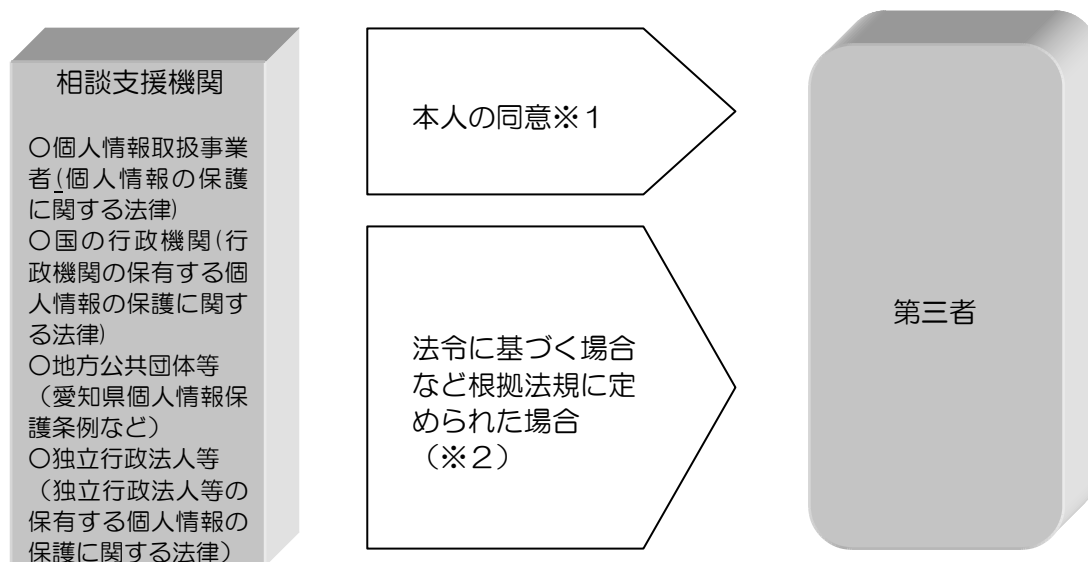
〔個人情報の保護に関する法律構成〕

第1章 総則（第1条～第3条）	第3節 地方公共団体の施策（第11条～第13条）
第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条～第6条）	第4節 国及び地方公共団体の協力（第14条）
第3章 個人情報の保護に関する施策等	
第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）	
第2節 国の施策（第8条～第10条）	
第4章 個人情報取扱事業者の義務等	
第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条～第36条）	
第2節 民間団体による個人情報の保護の推進（第37条～第49条）	
第5章 雑則（第50条～第55条）	第6章 罰則（第56条～第59条）

## (2) 個人情報の第三者提供の制限

相談支援機関が個人情報を第三者に提供する場合には、相談支援機関によって適用される法令が異なることに注意した上、当該法令に基づき実施することが必要です。

### 個人情報の第三者への提供イメージ



※1 本人の同意 同意書の書式については54・55頁 参照

※2 法令に基づく場合など

例えば、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待の通告がある。

なお、個人情報取扱事業者は児童虐待事例について、児童相談所、警察、学校、病院等と情報共有することができる(個人情報の保護に関する法律第23条第1項第3号)とされている。

〔児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)〕

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

【参考】「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」(消費者庁)より転載

Q 本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる場合には、どのような例がありますか。

A 以下の場合は、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することができます。

(1) 法令に基づく場合

(例)・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合

・弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会あった場合

・地方公共団体や統計調査員から、基幹統計調査に際し、不動産会社、マンション管理会社・管理人等に対して、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合

・地方公共団体や税務署による税務調査における質問や検査に対応する場合

・事業者が、犯罪収益移転防止法に基づき疑わしい取引の届出を行う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 (例は省略)

(3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

- (例)・地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合
- (4) 国等に協力する場合 (例は省略)

Q 第三者提供の例外規定のひとつである「法令に基づく場合」であれば、必ず個人情報を提供しなければならないのでしょうか。

A 「法令に基づく場合」(法第23条第1項第1号)には、(1)他の法令により、情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合(2)他の法令に、第三者提供を受ける相手方についての具体的根拠が示されているが、提供すること自体は義務付けられていない場合の2種類があり、「法令に基づく場合」であればいかなる場合においても個人情報を提供しなければならない、というわけではありません。(2)の場合、個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応することが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられます。

#### 作業チーム構成員からの意見

調整機関が地域協議会の構成員に個人情報を提供する場合は、個人の権利利益を保護するため、必要に応じて、提供にかかる個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることが適当であると考えます。

#### 〔個人情報の保護に関する法律(抜粋)〕

##### (第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

〔行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）〕

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第9条 行政機関の長は、前条第2項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

〔愛知県個人情報保護条例（抜粋）〕

（個人情報の利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 法令又は条例の規定に基づくとき。

二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

三 出版等により公にされているとき。

四 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究を目的として利用し、又はその目的のために提供するとき。

六 実施機関の内部で利用する場合（犯罪の予防等を目的として利用する場合を除く。）で、当該利用が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。

七 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下この項において「県の機関等」という。）に提供する場合（犯罪の予防等を目的として提供する場合を除く。）で、当該提供が当該県の機関等の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。

八 犯罪の予防等を目的として実施機関の内部で利用し、又は県の機関等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用又は提供について相当な理由があると認められるとき。

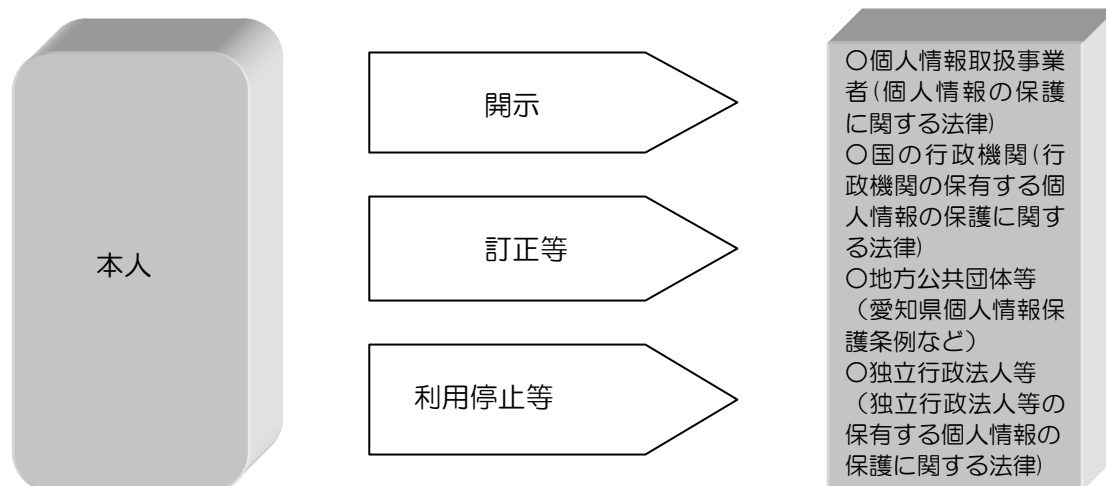
九 犯罪の予防等を目的として実施機関が個人情報を県の機関等以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該提供について特別の理由があると認められるとき。

十 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めたととき。  
（個人情報の提供を受けるものに対する措置要求）

第8条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

### （3）個人情報の開示

個人情報への本人の関与の態様については、情報を保有する機関が適用を受ける法令により異なりますが、「自己の個人情報の開示請求」「開示された保有個人情報に誤りがある場合の訂正等の請求」「開示された保有個人情報が、不適法に取得等されている場合の利用停止等の請求」をすることができるのが一般的です。



#### 作業チーム構成員からの意見

○相談票などの作成にあたっては、自己の個人情報の開示請求の対象となることに留意する必要があります。

○各構成機関に対して、子ども・若者支援地域協議会に関する自己の個人情報の開示請求等があった場合は、各機関等が、当該機関が適用を受ける法令に基づき、適切に処理することが必要となります。

なお、「協議会に対して」開示請求等があった場合には、一般的には、調整機関の役割を担う市町村が、当該市町村の個人情報保護条例に基づき処理するものと考えられますので、請求者に対してそのように案内し、たらい回しにならないようにするべきです。

〔個人情報の保護に関する法律（抜粋）〕

（開示）

第 25 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（訂正等）

第 26 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第 27 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

〔行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）〕

（開示請求権）

第 12 条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

（保有個人情報の開示義務）

第 14 条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第 12 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第 2 項並びに第 23 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家

公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（訂正請求権）

第 27 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 36 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第 22 条第 1 項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第 21 条第 3 項 に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であって、第 25 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（利用停止請求権）

第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第 3 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、又は第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

〔愛知県個人情報保護条例（抜粋）〕

（開示請求権）

第 15 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示義務）

第 17 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者（第 15 条第 2 項の規定により法定代理人が開示請求をした場合にあっては、当該未成年者又は成年被後見人をいう。次号及び第五号、次条第 2 項並びに第 25 条第 1 項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

三 第 15 条第 2 項の規定により法定代理人が開示請求をした場合において、法定代理人に開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報

四 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

五 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

六 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

七 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

八 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの



イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ  
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(訂正請求権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 前条各号の法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第7条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

## 2 個人情報の提供にあたり参考となる文献

(1) 内閣府「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」報告書(平成22年7月)(抜粋)

提案11 個人情報提供に係るあらかじめの同意

教育、福祉、保健、雇用など様々な支援機関への個人情報の提供は、入学後間もない段階など適切な時期にあらかじめ同意を得る。

○高等学校を中退又は卒業した若者が相談に来るのを待つだけではなく、とりわけ中退者や就職先を見つけられないままに卒業した者など社会生活を円滑に営む上で困難が予想される者については、教育、福祉、保健、雇用など様々な支援機関の側から相談窓口の存在を周知するため積極的な情報提供ができればより効果的である。

○ここで、支援機関が生徒の氏名・住所などを把握するため、学校が支援機関へ生徒の氏名・住所などの個人情報を提供するには、それぞれの設置者の別に従い、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、都道府県・市町村条例又は個人情報の保護に関する法律に則って、資料編の資料4「個人情報の取扱いに関する同意書」(様式例)を踏まえ、個人情報の利用目的や提供先などを明示して、本人の同意を得ておくことが必要である。

○もっとも中退の時点では本人の同意を得にくいことも考えられる。そこで、この同意は、入学後間もない段階で得たものであっても法的に有効であるので、早期に同意を得ておくことも考えられる。

また、例えば就労支援機関と学校との間で連携協力関係が構築されているならば就労支援機関の職員と生徒との間に信頼関係が醸成される過程の中で、同意を得ておくことも考えられる。

○なお、未成年者の場合の本人同意は原則法定代理人が行うが、支援機関への情報提供の可

否であれば未成年者であっても高校生であれば判断能力を有するのが一般的であり、本人の同意で足りると解される。少なくとも、法定代理人の協力が得られにくい家庭環境にありながら法定代理人の同意を求めるといった形式的な対応をした結果、本人に対して支援に関する情報提供の機会が失われることがないようにすべきであり、本人の福利を損なわないようにすることを最優先させることを基本とすべきである。

## (2) 厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学事業報告書（平成22年5月）（抜粋）

### 4-2-d ひきこもり支援におけるプライバシーの保護と守秘義務

プライバシー権は、自分についての情報をコントロールする権利と定義されます。たとえば地域連携ネットワークにおけるケース・マネージメント会議のような、地域専門機関間での不登校・ひきこもりの事例検討では様々な関係機関の実務者が情報を共有する必要があります。その一方で事例検討が有効かつ有意義なものとなるためには、当事者やその家族にとって他者に知られたくないと望んでいる情報に触れることなしには検討を続けることができません。そのために、当事者や家族のプライバシーの保護と情報の共有化に関するルールを設定しておく必要があります。

家族が独自に持っている情報については、家族自身の承諾があれば情報を得た関係者が他の関係者に情報を提供することは許されます。当事者に関する情報でも、共に生活する中での観察を通じて家族が得た情報は、家族自身の情報であるため、その情報利用については情報の所有者たる家族の同意があればよいとされます。ただし、当事者が家族にだけうちあげた情報は当事者の同意を得てから情報を提供するようにすべきです。当事者が隠している日記帳や引出しの中などを家族が無断で調べて得た情報は、当事者のプライバシーを侵して得た情報であり、そのような行為は緊急時のそれを除いて行うべきではないことを明確にしておきましょう。

当事者あるいはその家族から職務上知り得た情報について、専門機関の支援者は医師法や公務員法などによる守秘義務を課せられており、家族や当事者の承諾がなければ他の機関の関係者に情報を提供することは許されません。地域連携ネットワークの機能である会議での事例検討などで複数の機関が情報を共有化する場合、その情報をあくまでも支援だけのために（情報使用の目的）、ケース・マネージメント会議などの限定された場で共有化すること（情報使用の範囲）を当事者と家族に承諾してもらうべきでしょう。

また、ケース・マネージメント会議などの事例検討での事例の説明は、現に支援に関わっている機関を除いて当事者や家族を特定できないよう匿名化しておくことも有効な工夫でしょう。

緊急時の法理によって介入が認められるような場合には、プライバシー権を制約することも違法とはなりません。起こりつつある事態の緊急性・重大性の程度によっても違いますが、その情報を開示することで損なわれる当事者のプライバシーとその情報を開示することで回避できると予測される結果の重大性や緊急性の程度とのバランスを考慮して、適切な対応をする必要があります。自傷行為や他害行為の可能性が明らかに差し迫っているような状況であれば、通常の場合では認め難い当事者のプライバシーに関わる情報を開示することも許されるでしょう。こうした場合にも、できる限り当事者とのコミュニケーションを大切に、当事者から承諾が得られる可能性がないのかを検討することが必要です。

なお、精神保健福祉法、児童福祉法、少年法、虐待防止法などが緊急時における当事者や家族の許認可を越えた通報・通告の義務について規定しており、そのような法の対象となる事態に関しては専門家や機関間の情報の伝達を妨げないことになっています。

## (3) 個人情報保護法に関するよくある疑問と回答

消費者庁（旧国民生活局）ホームページ（<http://www.caa.co.jp/seikatsu/kojin/index.html>）

参照

## 第8 既存の協議会との関係

子ども・若者支援地域協議会等連絡会議や、地域会議の参加者の方からいただいた意見の中に、「市町村においてはすでに子ども・若者支援のためのネットワークが構築されており、新たに子ども・若者支援地域協議会を設置するのは屋上屋を架すものではないか」とか「子ども・若者支援地域協議会と他のネットワークとの関係について整理して欲しい」というものがありました。

設置・運営指針には、子ども・若者支援地域協議会と既存の協議会との関係についての説明がありますが、個別のネットワークとの比較にまで踏み込んで解説したものではありませんため、こうした意見が出されたものと思います。

こうしたことから、作業チーム会議等で、既存の協議会との関係についてご意見をいただき、その結果をとりまとめました。各協議会の設置根拠・目的・構成例についても記載しましたので、参考にしてください。

	支援対象者の重複性	子ども・若者支援地域協議会との関係（重複対象者）	根拠法規	法に基づく秘密保持義務（罰則）
1 要保護児童対策地域協議会	あり (要保護児童・要支援児童)	要保護児童対策地域協議会に委ねることが適当であるが、必要に応じて子ども・若者支援地域協議会に引き継ぐ。	あり ※児童福祉法	あり (罰則あり) ※児童福祉法
2 地域自立支援協議会	あり (障害児及び40歳未満の障害者)	子ども・若者支援地域協議会との情報交換に努め、必要に応じてお互いに支援対象者の引き継ぎを行う。	あり ※障害者自立支援法	
3 地域継続支援ネットワーク会議	なし ※個別支援の視点から	—	なし	
4 ひきこもり地域支援センターを核とする連絡協議会	なし ※個別支援の視点から	—	なし	なし
5 地域若者サポートステーションを核とするネットワーク	あり (若年無業者(ニート))	子ども・若者支援地域協議会との情報交換に努め、必要に応じてお互いに支援対象者の引き継ぎを行う。(ただし、子ども・若者支援地域協議会に発展的に解消する可能性あり。)	なし	
6 いじめ・不登校支援ネットワーク	あり (不登校)	いじめ・不登校支援ネットワークに委ねることが適当であるが、必要に応じて子ども・若者支援地域協議会に引き継ぐ。	なし	
子ども・若者支援地域協議会			あり ※子ども・若者育成支援推進法	あり (罰則あり) ※子ども・若者育成支援推進法

# 1 要保護児童対策地域協議会

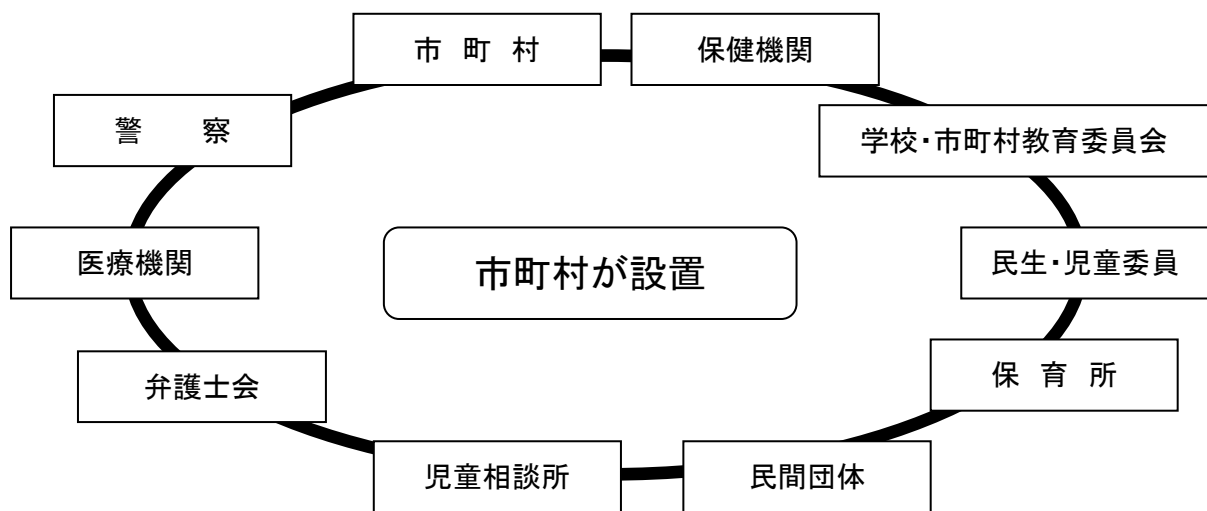
## (1) 設置根拠：児童福祉法

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

## (2) 目的

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見や適切な保護又は要支援児童（乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図ることを目的としています。

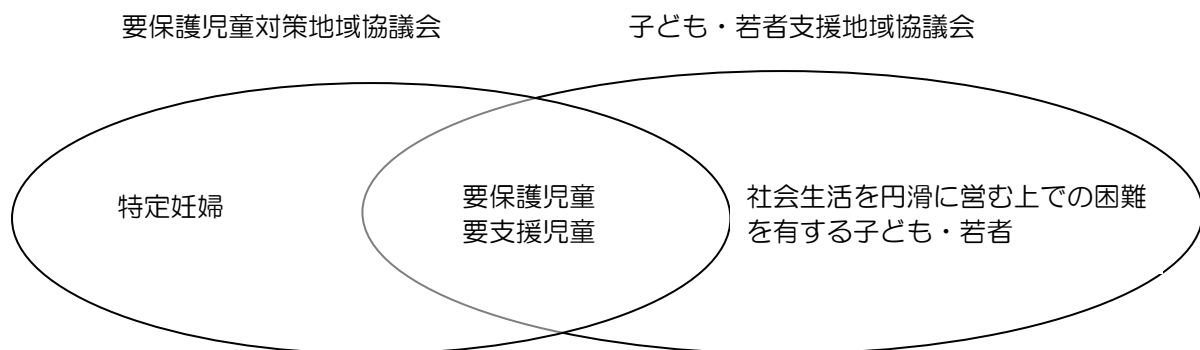
## (3) 構成例



## (4) 子ども・若者支援地域協議会との関係

要保護児童・要支援児童は、子ども・若者支援地域協議会の支援対象と重なる場合がありますが、その場合、児童の支援を効果的に行うことができる要保護児童対策地域協議会に委ねることが適当であると言えます。

ただし、その場合でも、要保護児童対策地域協議会は、子ども・若者支援地域協議会と連携し、情報交換に努めるとともに、必要に応じて、支援対象者の引き継ぎを行うことが必要です。



(参考)

設置・運営指針では、両者の関係について、「子ども・若者支援地域協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うものであり、要保護児童対策地域協議会とは設置目的が異なる。ただし、要保護児童対策地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられる。

このため、両協議会の役割分担を明確にしつつ、対象児童が自立に必要な年齢に到達した場合の本法の協議会への適切な紹介等の連携を行うとともに、必要に応じて、当該地域における子ども・若者をめぐる社会環境に関する一般的な情報を共有して、当該地域における子ども・若者への支援に当たることが期待される。また、両協議会のメンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を連続した時間帯に相前後して開催するなどの運用上の工夫も考えられる。

なお、一方の協議会の対象とされたケースが他方の協議会の対象とする方が適切であることが判明した場合には、その時点でその事案を扱うのにふさわしい協議会に移管するのが適切である。」とされている。

## 2 地域自立支援協議会（障害児・障害者支援）

### （1）設置根拠及び目的：障害者自立支援法

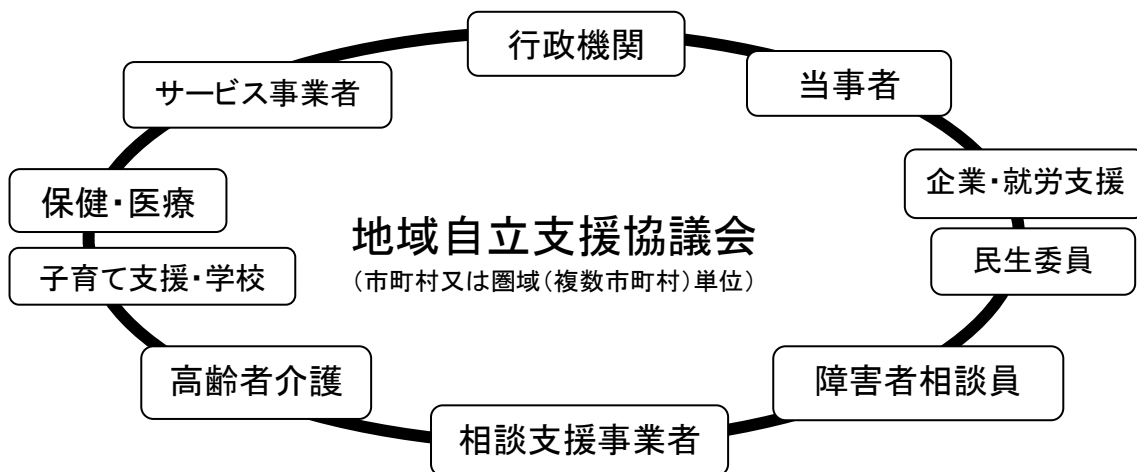
第 89 条の 2 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

※1 障害者等とは、身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける障害者・障害児をいいます。

※2 障害者自立支援法の規定は、平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による改正後のものです。なお、施行日は、平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日とされています。

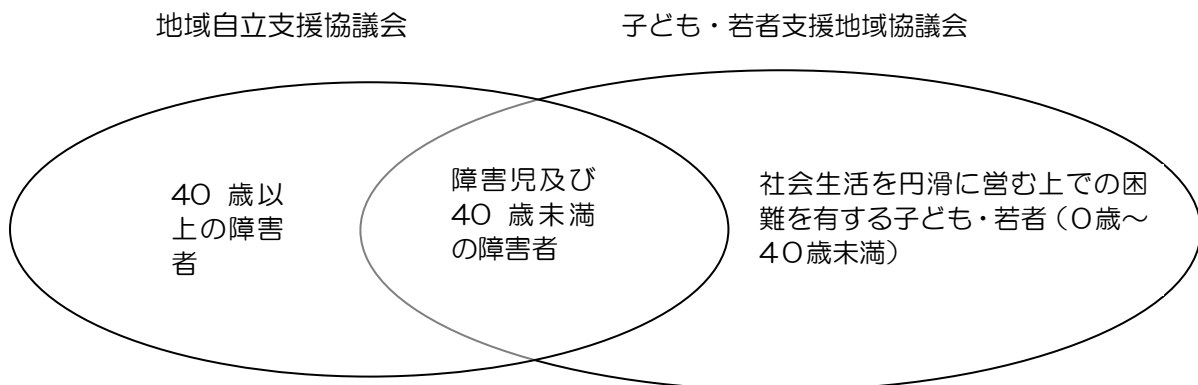
### （2）構成例



### （3）子ども・若者支援地域協議会との関係

障害児・障害者は、子ども・若者支援地域協議会の支援対象と重なる場合があります。

この場合、障害者等の地域生活を支援するため設置されている自立支援協議会と、子ども・若者支援地域協議会が連携し、情報交換に努めるとともに、必要に応じて支援対象者の引き継ぎを行うことが必要です。



### 3 地域継続支援ネットワーク会議（県保健所）

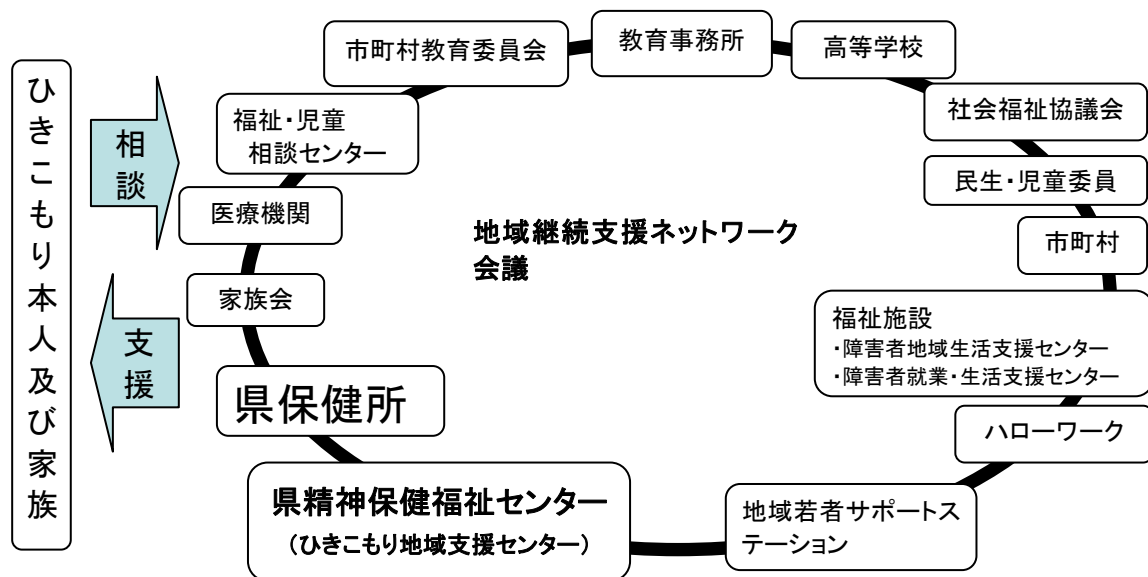
#### (1) 設置根拠

「愛知県のひきこもり対策の推進について（平成20年3月）」の「ひきこもり支援に関する現状把握と進展をはかるシステムの必要性」の中で、ネットワーク会議の実施が記載されており、これに基づき、県各保健所が作成した実施要領により地域継続支援ネットワーク会議が設置されています。

#### (2) 目的

地域におけるひきこもり支援において、従来からの精神保健福祉分野における連携に加えて、学校教育からの継続的な支援が行えるよう、児童、教育関係機関とのネットワークを確立することを目的としています。

#### (3) 構成例

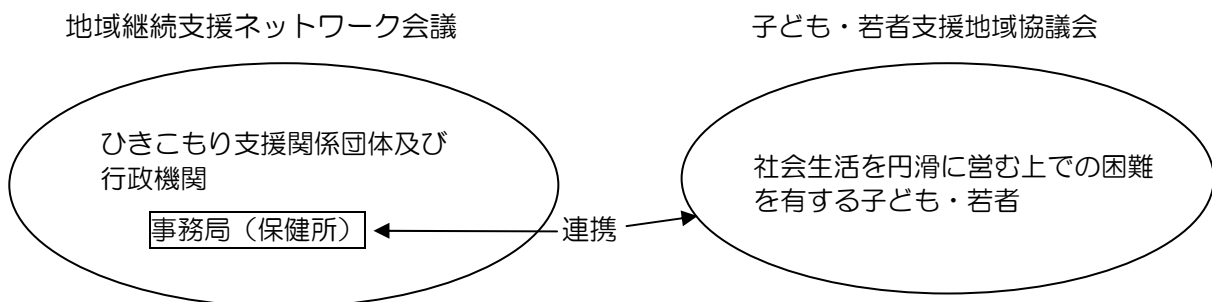


#### (4) 子ども・若者支援地域協議会との関係

県保健所が設置している「地域継続支援ネットワーク会議」は、教育関係機関と地域関係機関との連携を主な目的として、ひきこもりに関する地域課題の検討等を行っています。

ネットワーク会議で事例検討を行うこともありますが、直接的な個別支援を主とするものではなく、子ども・若者の個別支援を目的とする子ども・若者支援地域協議会とは、設置目的が異なります。

なお、保健所の相談事例の中で、複数の支援機関の関わりが有効と思われる場合には協議会へつないだり、一方、協議会で受けた精神医学、精神保健上の課題が大きい事例等は、保健所へつなぐことも考えられ、保健所と協議会は、密接な連携を図ることが必要です。



#### 4 ひきこもり地域支援センター（県精神保健福祉センター）を核とする連絡協議会

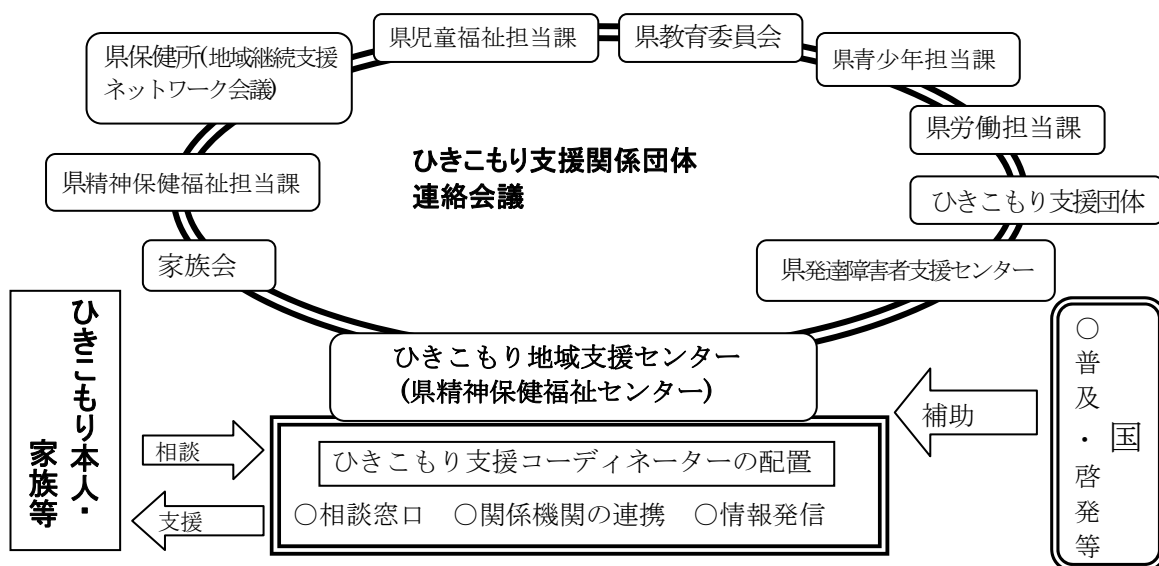
##### (1) 設置根拠：ひきこもり対策推進事業実施要領（厚生労働省）

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

##### (2) 目的

ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的とします。（本県においては愛知県精神保健福祉センターを「ひきこもり地域支援センター」として位置づけ、相談事業や関係機関の連絡調整を行っています。）

##### (3) 構成例

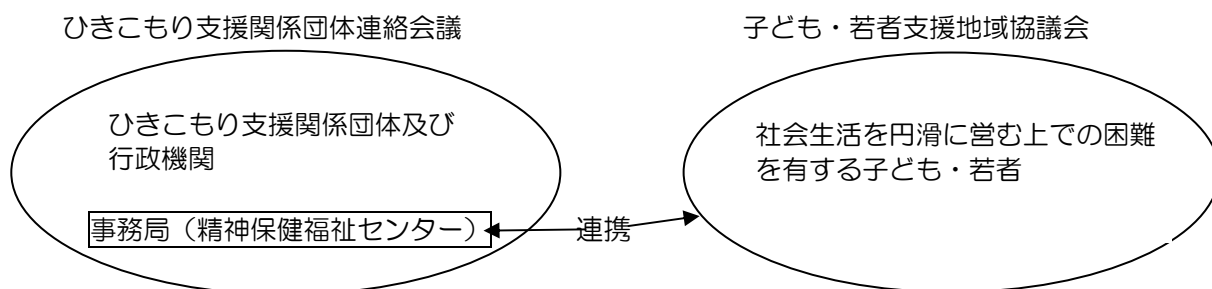


##### (4) 子ども・若者支援地域協議会との関係

ひきこもり地域支援センター（県精神保健福祉センター）は、保健所への技術援助及び複雑困難事例に対応する機関です。

また、県精神保健福祉センターが設置している「ひきこもり支援関係団体連絡会議」は、ひきこもり支援を行っている諸団体と関係機関によるひきこもり支援のネットワークを構築し、協働のあり方を検討するための会議であり、子ども・若者の個別支援を目的としている子ども・若者支援地域協議会とは、設置目的が異なります。

なお、県精神保健福祉センターの相談事例の中で、複数の支援機関の関わりが有効と思われる場合には協議会へつないだり、一方、協議会で受けた精神医学、精神保健上の課題が大きい事例等は、県精神保健福祉センターへつなぐことも考えられ、県精神保健福祉センターと協議会は、密接な連携を図ることが必要です。





## 5 地域若者サポートステーションを核とするネットワーク

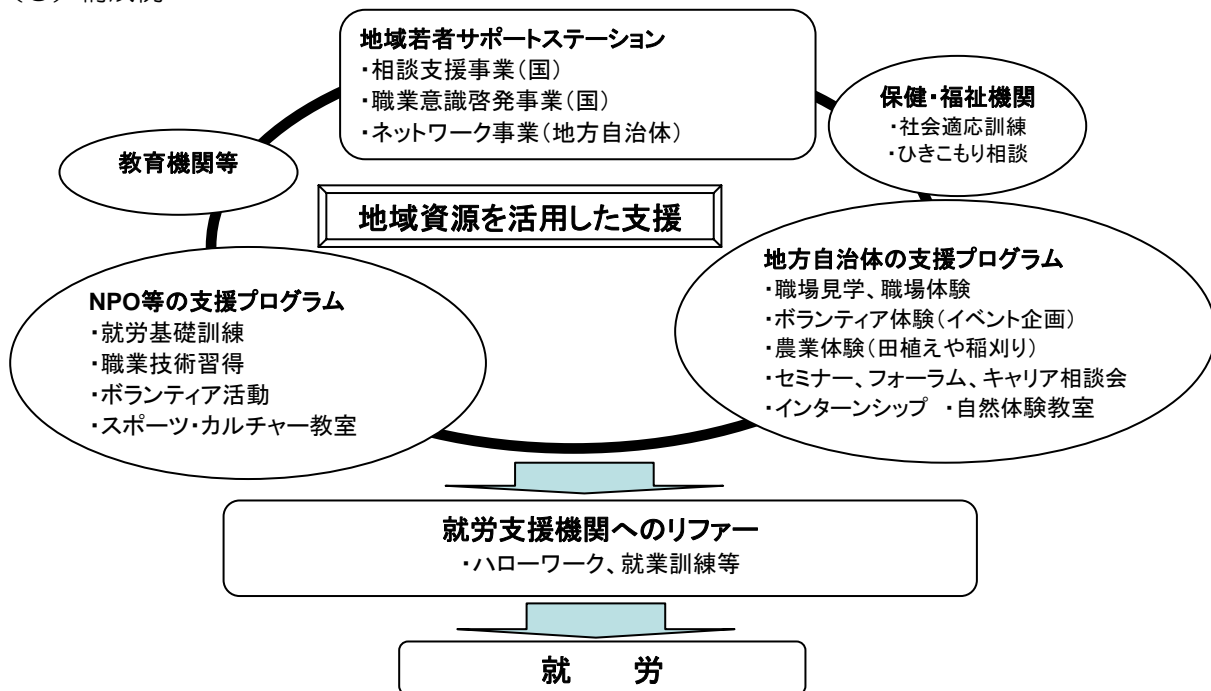
### (1) 設置根拠：地域若者サポートステーション事業実施要綱（厚生労働省）

本事業は、地方自治体（都道府県、市区町村）の支援の下に、地域若者サポートステーションを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用して、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を行う。（以下略）。

### (2) 目的

若年無業者の職業的自立を支援するため、社会人・職業人としての基本的な能力の開発にととまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を行うことを目的としています。

### (3) 構成例



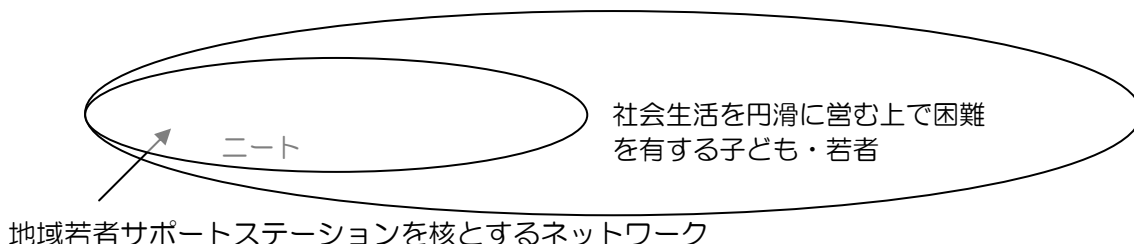
### (4) 子ども・若者支援地域協議会との関係

若年無業者（ニート）については、子ども・若者支援地域協議会の支援対象と重なります。

内閣府が平成21年度に実施した子ども・若者育成支援推進法の説明会資料においては、「当面国としては、他の機関と連携して開設しているネットワーク会議、連絡会議、地域若者サポートステーション事業のネットワーク等を核に子ども・若者支援地域協議会へ発展することを期待している。」としています。現に、豊橋市で設置された子ども・若者支援地域協議会は、地域若者サポートステーションを核とするネットワークを発展的に解消して設置されており、他の地域若者サポートステーションのネットワークについても、ニートだけでなく、ひきこもり、不登校などへの支援体制が整えば、同様に発展的に解消することが可能であると考えます。

なお、両者が併存する場合には、お互いに連携し、情報交換に努めるとともに、必要に応じて支援対象者の引き継ぎを行うことが必要です。

#### 子ども・若者支援地域協議会



## 6 いじめ・不登校支援ネットワーク

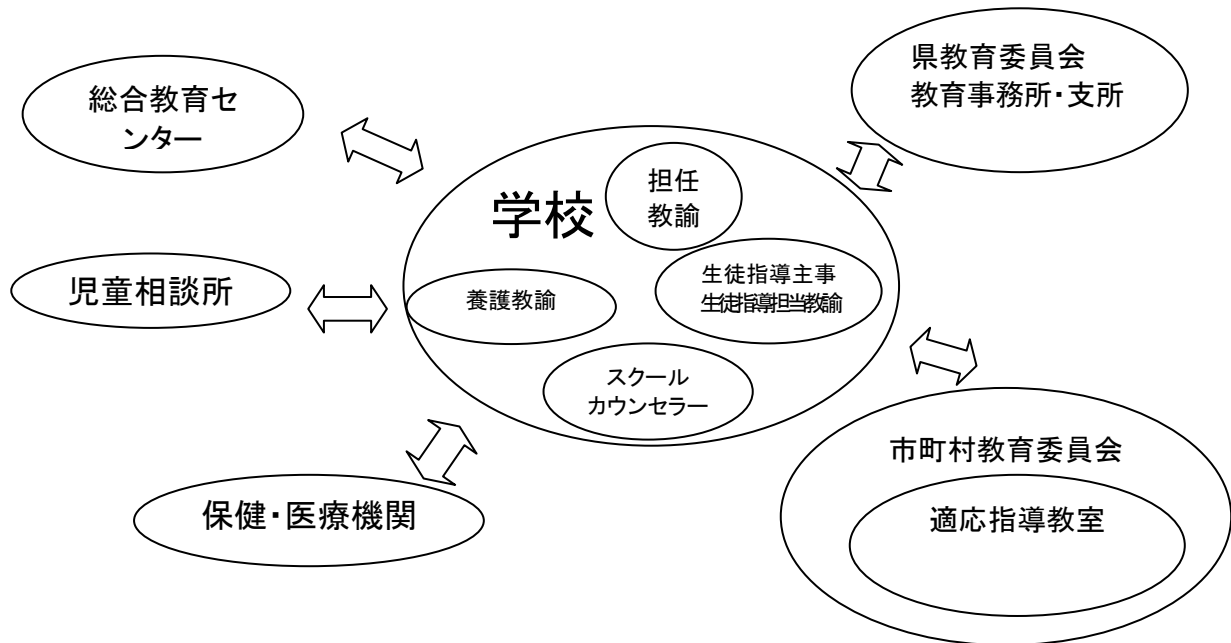
### (1) 設置根拠

市町村等において定める実施要領など

### (2) 目的

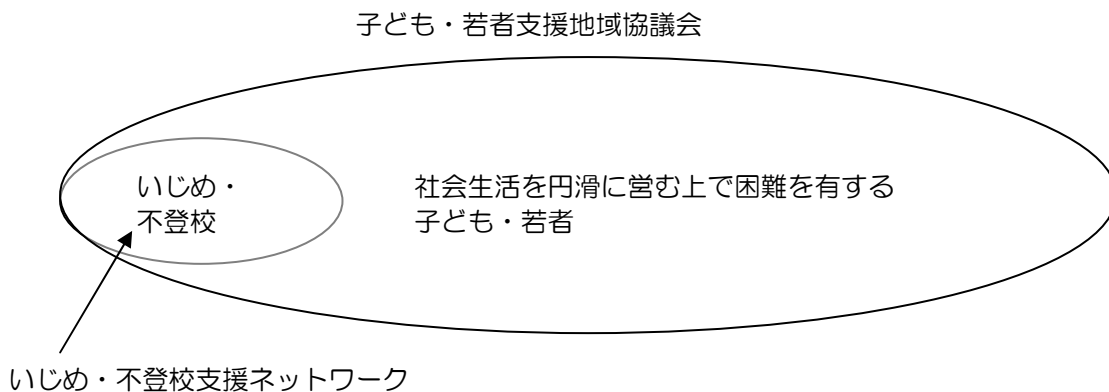
学校におけるいじめ・不登校問題を総合的・根本的に検討し、その防止や指導に努めることを目的としています。

### (3) 構成例



### (4) 子ども・若者支援地域協議会との関係

不登校児童・生徒は、子ども・若者支援地域協議会の支援対象と重なりますが、いじめ・不登校支援ネットワークが設置されている場合には、児童・生徒の支援を効果的に行うことができる同ネットワークに委ねることが適当であると言えます。なお、この場合でも、いじめ・不登校支援ネットワークは、子ども・若者支援地域協議会と連携し、情報交換に努めるとともに、必要に応じて、支援対象者の引き継ぎを行うことが必要です。



## 參考資料



## 関係会議開催経過

### 1 愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議

時 期	内 容
8月2日	1 子ども・若者育成支援推進法について（報告） 2 あいち子ども・若者育成計画2010の策定と子ども・若者支援ネットワーク推進事業について（報告） 3 意見交換
平成23年 1月20日	子ども・若者支援地域協議会設置・運営にかかる手引書について
3月14日	子ども・若者支援地域協議会設置・運営ハンドブックについて

### 2 愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議作業チーム会議

時 期	内 容
8月11日	1 子ども・若者育成支援推進法について 2 子ども・若者支援ネットワーク推進事業について 3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題と相談支援について 4 春日井市における支援の課題について
9月17日	子ども・若者支援地域協議会等の設置運営課題について
10月28日	子ども・若者支援地域協議会等の設置運営課題について
12月17日	子ども・若者支援地域協議会等の設置運営課題について
平成23年 1月14日	子ども・若者支援地域協議会設置・運営にかかる手引書について
2月25日	子ども・若者支援地域協議会設置・運営ハンドブックについて

## 愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議設置要綱

### （趣旨）

第1条 「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）及び「あいち子ども・若者育成計画2010」に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）に対する相談支援体制を構築するため、関係機関の円滑な連携と協力を確保することを目的とする愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 連絡会議は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 子ども・若者の現状及び相談支援に関すること。
- (2) 子ども・若者に対する相談支援体制の県全域における構築に関すること。
- (3) その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる福祉、保健・医療、雇用、教育、矯正・更生保護その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係者をもって組織する。

### （座長）

第4条 連絡会議に座長を置く。

- 2 座長は、愛知県県民生活部社会活動推進課長をもって充てる。
- 3 座長は、連絡会議の事務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長がかけたときは、愛知県県民生活部社会活動推進課主幹がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 連絡会議は座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、連絡会議構成員以外の関係者の会議への出席を求めることができる。
- 3 連絡会議は、愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議作業チームとの連携を図りながら、その所掌する事務をより効果的に実施することとする。

### （庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、愛知県県民生活部社会活動推進課が行う。

### （雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉	愛知県健康福祉部地域福祉課 愛知県健康福祉部児童家庭課 愛知県健康福祉部障害福祉課
保健・医療	愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室 愛知県精神保健福祉センター
雇用	愛知労働局職業安定課 愛知県産業労働部就業促進課
教育	愛知県教育委員会学習教育部生涯学習課 愛知県教育委員会学習教育部高等学校教育課 愛知県教育委員会学習教育部義務教育課
矯正・更生保護	名古屋保護観察所 名古屋少年鑑別所 愛知県警察本部生活安全部少年課
その他の子ども・若者育成支援に関連する分野	愛知県市長会 愛知県町村会 愛知県県民生活部社会活動推進課

## 愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議作業チーム設置要綱

### (趣旨)

第1条 「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号。以下「法」という。)及び「あいち子ども・若者育成計画2010」に基づき、県全域において社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者(以下「子ども・若者」という。)に対する相談支援体制を構築するため、愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議作業チーム(以下「作業チーム」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 作業チームは、春日井市等をモデルとして、次に掲げる事項について協議・検討するものとする。

- (1) 子ども・若者の現状及び子ども・若者に対する相談支援の状況に関すること。
- (2) 市町村における法第13条に規定する「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保及び法第19条に規定する「子ども・若者支援地域協議会」の設置に向けた課題に関すること。
- (3) その他作業チームの目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 作業チームは、別表に掲げる有識者及び福祉、保健・医療、雇用、教育、矯正・更生保護その他の子ども若者育成支援に関連する分野の構成員をもって組織する。ただし、必要に応じ、他の関係者の出席を求めることができる。

### (会議)

第4条 作業チームは、愛知県県民生活部社会活動推進課長が召集する。  
2 作業チームの庶務は、愛知県県民生活部社会活動推進課において処理する。  
3 作業チームは、愛知県青少年育成推進本部副幹事会作業部会との連携を図りながら、その所掌する事務をより効果的に実施することとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、作業チームの運営等について必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成22年8月11日から施行する。



別表（第3条関係）

有識者	関口純一（精神科医師）
	豊島明子（南山大学総合政策学部准教授）
福祉	春日井児童相談センター
	あいち発達障害者支援センター
	春日井市健康福祉部障がい福祉課
	春日井市民生委員・児童委員協議会連絡会
保健・医療	愛知県精神保健福祉センター
	春日井保健所
雇用	春日井公共職業安定所
	あいち若者職業支援センター
教育	春日井工業高等学校
	春日井市教育委員会学校教育課
矯正・更生保護	春日井警察署
その他の子ども若者育成支援に関連する分野等	NPO法人ICDS
	NPO法人なでしこの会
	NPO法人名古屋オレンジの会
	NPO法人社会教育ネット
	春日井市青少年子ども部子ども政策課
	愛知県県民生活部社会活動推進課

## 子ども・若者支援地域協議会設置・運営ハンドブック

発行日 平成23年3月  
編集発行 愛知県県民生活部社会活動推進課  
〒460-8501  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話 (052) 954-6175 (ダイヤルイン)